

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
（コード：9864 上場取引所 大阪第二部）
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
（TEL：088-655-0001）

当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための定款の一部変更

1. 定款一部変更の件 1

(1) 変更の理由

アクサス株式会社は、平成 21 年 2 月 17 日から平成 21 年 3 月 17 日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、当社の平成 21 年 3 月 18 日付プレスリリース「アクサス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成 21 年 3 月 24 日（本公開買付けの決済日）をもって、当社普通株式 10,080,085 株を保有するに至っております。同社保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成 21 年 3 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数 11,600 個の 86.90%であります。

アクサス株式会社は、本公開買付けに係る公開買付け届出書等において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

また、当社としても、本公開買付けに係る意見表明報告書等において表明しているとおり、当社が属するホームセンター業界におきましては、市場の拡大余地が限られてきており、大手各社は相次いで地方商圏や小商圏へ参入し、全国的にオーバーストア化が進行しております。また、ドラッグストアなど他業態における店舗大型化等に伴い重複する取扱品目が増加したため競合が一段と激化しており、厳しい経営環境が続いております。一方、アクサス株式会社は、大手チェーンストアの寡占化が進んでいるドラッグストア業界において、独自のノウハウの蓄積により、差別化を図り成長を続けております。そのノウハウをホームセンター業界に応用することで、当社も十分に利益を上げることが可能であると考えております。また、商圏が重複しない店舗については、アクサス株式会社が得意とするカテゴリー（化粧品、医薬品）の商材を当社に導入することにより、新たな顧客を誘引でき売上拡大が見込まれます。逆に、アクサス株式会社についても、同様の効果が期待できます。既に商圏が重複する地域に出店している店舗においては、同地域の顧客に共同での販促活動が可能であります。今後は、両者が同一の施設に共同出店することが可能であり、アクサス株式会社の小売 4 業態にホームセンター業態を加えた 5 業態での複合商業施設を単独で構築することもできます。また、その 5 業態を組み合わせ、出店地域、立地に合わせてアレンジした商業施設の展開も検討していきます。

さらに、両者は、重複する取扱品目について交渉窓口を一本化し共同仕入れを行うことにより、仕入原価の引き下げが期待できます。管理部門においては、経理、財務、人事、総務などの共同化及び情報処理システム等のインフラを共有することによりコスト削減が図れます。このように、当社は、アクサス株式会社との間での資本業務提携の実現は、当社の再建を実現する施策として当社にとって有益であ

り、長期的な企業価値向上に資するものと判断しました。

このため、当社は、以下の方法により、当社がアクサス株式会社の完全子会社となることといたしました。(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主(但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主に対して、当該取得の対価としてA種種類株式を交付します。この際、アクサス株式会社を除く各全部取得条項付普通株主に対して交付する当社の種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件1は、本定款一部変更のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、本議案は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が会社法上の種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本定款一部変更等を実施した場合)、上記のとおり、アクサス株式会社を除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をアクサス株式会社に対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に32円(本公開買付けにおける1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件1は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更の件1は、本議案が定時株主総会で承認可決された時点で効力を生じるものとしたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

株券電子化に伴う定款変更後の定款 (注)	追加変更案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、43,176千株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、43,176,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、43,175,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は、100株とする。</p> <p><u>(A種種類株式)</u> 第5条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、100万円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p><u>(種類株主総会)</u> 第18条の2 第13条から第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議に準用する。 ③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議に準用する。</p>

(注) 本日付当社プレスリリース「定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、平成21年6月29日開催予定の定時株主総会において、定款一部変更の件1に先立って、株券電子化に伴う定款の一部変更の件を付議することを予定しております。

2. 定款一部変更の件2

(1) 変更の理由

定款一部変更の件1において記載のとおり、当社がアクセス株式会社の完全子会社になるために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更の件1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定め、及び、当社が株主総会決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000000588株を交付する旨の定めを設けるものです。

定款一部変更の件2による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、定款一部変更の件2による変更後の定款の定めに従って、株主総会の決議によって当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（本定款一部変更等の③を実施した場合）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に割り当てる当社A種種類株式の数は、アクセス株式会社を除き、1株未満の端数となる予定です。

なお、定款一部変更の件2に係る定款変更の効力発生日は、平成21年8月4日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。定款一部変更の件1の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件2による定款変更は、定款一部変更の件1の効力が生ずること、定時株主総会において全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が承認可決されること、及び当社の本日付プレスリリース「資本金の額の減少のお知らせ」に係る資本金の額の減少の効力が生ずることを条件として、その効力が生じるものといたします。

(下線部分が変更箇所)

定款一部変更の件1に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000000588株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件1において記載のとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条並びに定款一部変更の件1及び定款一部変更の件2による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更の件1における変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を割り当てるものであります。

全部取得条項付普通株式の取得の件が株主総会で承認可決された場合、アクセス株式会社を除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式0.000000588株が割り当てられる予定です。このように割り当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が株主総会で承認された場合に、全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満

たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をアクサス株式会社に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 32 円（公開買付けにおける 1 株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 1 及び定款一部変更の件 2 による変更後の定款の規定に基づき、当社は、取得日（下記 (2) において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、これと引換えに、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、0.000000588 株の割合で当社A種種類株式を交付します。

(2) 取得日

平成 21 年 8 月 4 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件 2 に係る定款変更の効力が生じること及び当社の本日付プレスリリース「資本金の額の減少のお知らせ」に係る資本金の額の減少の効力が生じないことを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することはできません。

III. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

定時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 5 月 15 日(金)
定時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催	平成 21 年 6 月 29 日(月)
種類株式発行に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 1）の効力発生日	平成 21 年 6 月 29 日(月)
整理銘柄への指定	平成 21 年 6 月 30 日(火)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成 21 年 7 月 28 日(火)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成 21 年 7 月 29 日(水)
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成 21 年 8 月 3 日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 2）の効力発生日	平成 21 年 8 月 4 日(火)
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 8 月 4 日(火)

以 上